

松 山 大 学 論 集
第24卷第4 - 2号抜刷
2012年10月発行

近世初期都市ニュルンベルクの
市場構造と貨幣流通
—— 貨幣システムと計算貨幣の意義 ——

名 城 邦 夫

近世初期都市ニュルンベルクの 市場構造と貨幣流通

—— 貨幣システムと計算貨幣の意義 ——*

名城 邦夫

はじめに

帝国都市ニュルンベルクは15、16世紀に最盛期を迎えた。神聖ローマ帝国統一の経済的繁栄を見、文化的芸術的にもヨーロッパの中心として多くの人々をひきつけ、ドゥーラーを始め多数の芸術家や文化人が活躍し、著名な人文主義者を多く輩出した。ニュルンベルクは神聖ローマ帝国の政治の中心としても発展し、文化的中心としてヨーロッパの宝石箱と讃えられた。中世盛期以降ヨーロッパの南北の結節点として多くの人々が往来し、ニュルンベルク市民もイタリアを始めフランス、イベリア半島さらにはネーデルラント等広くヨーロッパを旅行し経済活動を始め、様々な活動を展開した¹⁾

* 本論文作成に当たり、貨幣史研究会前代表岩橋勝教授に対して貨幣史研究会を代表して感謝の意を述べさせていただきたく思います。貨幣史研究会は1998年日本銀行金融研究所が岩橋教授に依頼して西日本の研究者を中心に組織した研究会がその始まりです。当初のメンバーは9人でしたが、その後、若い人達を中心に会員が増加し、現在30数名の会員を擁する研究会に発展してきています。途中で、日本銀行との関係は解消されましたが、日本ばかりではなく中国、インド、さらにはヨーロッパも含む広い専攻分野の研究者を有し、年3回の研究会を開催し、本年9月で研究会は42回を迎えることができました。これもひとえに岩橋教授の強いリーダーシップと研究に対する情熱の賜物と会員一同心から感謝致しております。

研究会では貨幣統合問題や、前近代貨幣の特質など様々なテーマで報告がなされてきました。岩橋教授がライフワークとして取り組んでこられた「小額貨幣の歴史的意義」の追究は、私を始め会員の強い関心を引き、研究の方向に強い影響を与えられました。岩橋教授には、今後とも研究会を導き、われわれの研究意欲を引き立てるべく厳しく叱咤激励していただきますようお願い申し上げます。感謝の言葉とさせていただきます。

11, 12世紀ヨーロッパで商業が復活し、北イタリアで経済発展がみられた。ヨーロッパにおける経済的中心は中世を通じて地中海地域であり、とりわけイタリアであった。このような発展は13, 14世紀中に北イタリアにおいて「中世商業革命」を生起させ、それによって合理的経済計算を前提とする市場ネットワークと信用決済システムが成立することになった。「中世商業革命」は複式簿記を考案し、それによって厳密な資本計算が可能となり、加えて会社や銀行制度さらには為替手形を考案し、それらによる域外取引を可能にするために「計算貨幣」を使用した信用決済システムを生みだしていった。ニュルンベルクは15世紀初めによくこのシステムに参入することとなり、ヨーロッパの経済的文化的中心としての繁栄を達成することになった²⁾

ヨーロッパにおける遠隔地貿易の取引ネットワークは、中世盛期シャンパーニュの大都市に始まり、続くジュネーヴ大都市そしてカスティリア大都市、リヨン大都市、最終的にはジェノヴァによるブサンソン・ピアツェンツァ為替大都市において集大成され、決済に特化した大都市としてヨーロッパの過半の決済を行った。大都市決済に使用される計算貨幣はイタリア人によって主導されて考案されたものであり、ジュネーヴやカスティリアでは当該地域でかつて流通した金貨が使用され、その名目上の価値が帳簿上で使用され安定した決済貨幣として機能した。リヨンにおいても同じ金貨価値から派生した貨幣価値を計算貨幣として用いた。ピアツェンツァでは当時主要な7つの地域の金貨建て計算貨幣の平均価値から一つの全く新しい帳簿貨幣＝「計算貨幣」を生みだし、これを決済貨幣として使用した³⁾

ニュルンベルクは13世紀に帝国都市として認められ、皇帝特権を与えられることによってヨーロッパ各地との取引における関税免除特権を獲得し、商業

1) Holst Pohl, Willibald Imhof Enkel und Erbe Willibald Pirkheimers, Nürnberg 1992, S. 1ff.

2) Markus Denzel, "La Practica della Cambiatura" Europäischer Zahlungsverkehr vom 14. bis zum 17. Jahrhundert, Stuttgart 1994, S. 258.

3) Ibid., S. 341ff. Hans Pohl (hrsg.), Europäische Bankengeschichte, Frankfurt am Main 1993, S. 104ff.

のみならず手工業やその他の産業も発展することになった。同時に、貨幣高権も与えられ市場経済の発展とともに独自の貨幣金融システムを展開した。13世紀以来、為替手形は使用されていたが、15世紀北イタリアに発する市場経済ネットワークと信用決済システムに参入することによって、為替手形の貨幣価値と都市経済の貨幣価値を統合し、特に高額貨幣の価値を維持することによって為替手形の額面価値を安定させる必要にせまられた。

一方で、都市ニュルンベルクは有力商人からなる30前後の都市貴族家門による寡頭支配を維持するためには、広く中下層の生活の安定、とりわけかつて反乱を起こした手工業者層の生活の安定と当時のキリスト教に基づくモラルから最下層の人々の扶養も都市の義務であった。従って、貧者の扶養施設や孤児の養育施設、そして施療院の運営や緊急時に備えた穀物の備蓄やさらには広く有力商人に、パンや飲料さらには灯明等を寡婦や貧者のために毎週一定額拠出する制度も存在していたが、人々の最低生活を保証する最も重要な手段は、小額貨幣の価値の維持であり、これこそが都市にとって至上命題となった⁴⁾。

近世においてこの二つの要求を都市当局は同時に実現しなければならず、都市ニュルンベルクのヨーロッパ市場経済における地位の変化とともにこの要求を同時に実現することが困難となった。そこで、北西ヨーロッパのアムステルダムやハンブルクと同じ公立為替銀行を設立してこの問題の解決をはかろうとしたが、17世紀30年代以降困難となり、30年戦争勃発とも相まって経済は停滞し、小額貨幣の貶質が急速に進行し、高額貨幣価値の維持も困難となり、17世紀末には世界経済の中心から外れた半周辺地位にまで後退していったと考えられる。ニュルンベルクの衰退については、これまで30年戦争による混乱を主要な原因と考える立場が主流であったが、近年商業革命による世界経済の中心の地中海から西ヨーロッパへの移行が南ドイツの地位を後退させ、世界経済上の地位の変化によって、様々な困難に直面し、近代的市場構造を形成するに

4) Michael North, *Das Geld und seine Geschichte Von Mittelalter bis zur Gegenwart*, München 1994, S. 100ff.

至らず衰退していったと考える立場が主張されるようになってきている⁵⁾

そこで本稿では、後者の立場に立ちつつ15、16世紀ニュルンベルクの市場構造とそれによって展開された貨幣システムを概観し、16世紀末から17世紀初めにかけてのニュルンベルクの世界経済における地位の変化とともに貨幣システムはいかに変質したかを具体的に検討したい。

I 都市ニュルンベルクの成立と発展

1 都市ニュルンベルクの成立

ドイツは主要河川によって5つの交易圏に分岐し、ライン渓谷・ヴェーザー・エルベ・オーデル川流域圏はそれぞれ北海・バルト海に接し、これに対してドナウ河流域圏はアジアへ向かうヨーロッパの交通路に位置し、その特徴はメイン川からペグニッツ川に至るレグニッツ川流域がヨーロッパを東西南北につなぐ結節点を形成している点である。今日、ライン・メイン・ドナウ運河も北海に位置するライン河口に発し、ここを通過してアルトミュール川を経てドナウ河につながり最終的に黒海に達している⁶⁾

ニュルンベルクが位置するフランケン地域はその名前からもわかるように、フランク王国の政治的意志が強くはたらいた地域として形成され、中世後期まで神聖ローマ帝国の政治的経済的中心地としての地位を保ち続けることになった。その後、神聖ローマ帝国成立後、フランケン大公位は皇帝権に属し、帝国統治に欠かせない地域として歴代皇帝は帝国政策の一環としてフランケンを直轄統治することになる。1007年皇帝ハインリッヒ2世がバンベルク司教領を設立するとバンベルクとフォルヒハイムという二つの支配拠点が成立し、その

5) Markus Denzel, *Der Nürnberger Banco Publico, seine Kaufleute und ihr Zahlungsverkehr (1621–1827)*, Stuttgart 2012, S. 135f. デンツェルは1630年代後半から、40年代の危機に際して銀行貨幣正貨“Species von einen Stadt-Banco”の導入によって銀行貨幣と都市計算貨幣の統合を目指そうとしたが実現できず、貨幣問題の解決は達成できず、銀行の運営が困難をきたすことになったと結論付けている。

6) Paul Sander, *Die reichsstädtische Haushaltung Nürnberg*, Leipzig 1902, 1 f.

後、11世紀に入ってフォルヒハイムの地位は司教の領域政策の結果、フルトに移された⁷⁾

皇帝ハインリッヒ3世はフランケンにおけるオットー朝の帝国教会政策を修正し、ハインリッヒ2世によって過大な寄進を受けたバンベルク司教領からかつての帝国所領の一部を帝国直轄地とした。1040年頃にハインリッヒ3世は帝国森林のバン領域内の砂岩断崖に城砦 Burg を建設し、ペグニッツ川の両岸にそれぞれ国王直轄領を建設させ、その周辺に帝国家人を配置し、定住地を建設した。こうしてブルクの麓に商人定住地が建設され、これまでバンベルク司教領支配の都市フルトに与えていた市場開設権をこの定住地に移管した。1065年にはニュルンベルクはフランケンにおける王領地管理の拠点となり、1112年には商業自由特権を授与され、シュタウファー朝期にはフランケンに新たに成立した帝国支配領域の中心地として、歴代皇帝が最も頻繁に訪れ宮廷を営む皇帝宮殿所在地となった⁸⁾

シュタウフェン朝の遺産はホーエンツォレルン家によって引き継がれ、城塞伯の官職を得て当家は東フランケンにおける領邦形成を目指した。しかしながら、都市支配と同時にメイン川上流域の支配権の獲得に乗り出すが挫折し、都市ニュルンベルクは帝国都市としての地位を維持し、2度にわたる伯との戦争を戦い抜き、都市が勝利し、ホーエンツォレルン家はこの地を去った⁹⁾

ニュルンベルクはこのような政治的に優位な立場を利用して、12世紀の初め以来ヨーロッパ全土で関税免除特権の獲得に努めた。1332年神聖ローマ帝国内の主要71都市の関税免除特権を授与され、それまでの帝国の西部さらには南部の商業中心地(ケルン、マインツ、レーゲンスブルク)の優位を覆し、帝国商業の中心地となることに成功した。それにも当時の皇帝ルートヴィヒ・デア・バイエルンの強力なニュルンベルク優遇策が関わっていた¹⁰⁾

7) 拙稿『中世ドイツ・バムベルク司教領の研究』ミネルヴァ書房 2000年 45頁以下参照。

8) Sander, a. a. O., S. 2.

9) Ibid., 12f.

ニュルンベルク商人は1300年にヴェネツィアとの間の商業を開始した。ヴェネツィアにおけるドイツ商人の活動の中心は「ドイツ人商館」であったが、ここでの外国人勢力を排除し、最終的にレーゲンスブルク商人の優位を覆し、イタリアにおける商業の中心の地位を獲得していった¹¹⁾

北西ヨーロッパでも、当時商業中心地であったブルージュを始めフランドルやアントウェルペンなどのブラバント諸都市との間に相互に関税免除協定をむすび、商業活動を発展させていった。この地域ではハンザ諸都市が主要な競争相手であったが、ニュルンベルクはその競争にも打ち勝ち、中世後期および近世においてドイツで最も商工業が栄えた都市に発展し、16世紀中に人口5万人に達する最大の帝国都市となった¹²⁾

2 都市支配構造

このような都市の発展を担ったのが、参事会に結集した一群の門閥層である。参事会員の初出は1256年であり、参事会はライン同盟参加に際して条約締結権を持ち都市を代表する機関として登場している¹³⁾。参事会員の出自には2つの役職があり、立法官職 *consules* と参審人職 *scabini* 参事会員である。この名称は都市統治が終焉する1806年まで維持されるが、史料で確認される時点からすでに名目的なものとなっており、それぞれの門閥が特定の役職名を有することはなくなっていた。都市参審人の初出は1263年であり、この2つの

10) Franz Irsigler, Zollpolitik ausgewählter Handelszentren im Mittelalter, in: Hans Pohl (Hrsg.), Die Auswirkungen von Zöllen und anderen Handelshemmnissen auf Wirtschaft und Gesellschaft vom Mittelalter bis Gegenwart, Referate der 11. Arbeitstagung der Gesellschaft für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte vom 9. bis 13. April 1985 in Hohenheim. Stuttgart 1987, S. 53.

11) Wolfgang von Stromer, Oberdeutschochfinanz 1350-1450, Teil I, Wiesbaden 1970, S. 16f.

12) Hermann Kellenbenz, Nürnberger Wirtschaftsleben im Zeitalter von Willibald Pirckheimer, in: Jahrbuch für Landesgeschichte 31 (1971), S. 58.

13) Germanisches Nationalmuseum Nürnberg, Archiv, Nürnberg, Faszikel III - Edition: Werner Schultheiß, S. 72f. 筆者はこれまでの調査でゲルマン博物館に赴き、1318年の参事会員表では *consules* 12人, *Scabini* 13人であったことを確認したが、1332年の市立古文書館 StadtAN, A1 Urkundenreihe 1332 juli 28 - Edition: Ernst Mummenhoff, Rathaus S. 254f. では *consules* 13人, *Scabini* 13人となっており、以後この人数は変わらなかった。

役職にあった都市門閥層が13世紀中に参事会を結成し、参事会成員数を固定していった¹⁴⁾。これまでニュルンベルク参事会員門閥の出自についてホフマンやザンダーによると門閥の内、フランケン帝国家人出身者が圧倒的に重要であり、その結果、ドイツの都市に通常見られる商人ギルドが存在せず、都市門閥は皇帝に近かったために御用商人として商人ギルド結成の必要がなかったと結論付けている¹⁵⁾。

これに対して佐久間氏やフライシュマンは、確かに立法官職は家人家系とみられるが、参審人の中には商人家系の出自も当初から加わっていた。しかし、商人団は独自のギルドを結成する力がなく門閥の緩やかな結合によって商業活動を牽引せざるをえなかったと考えている¹⁶⁾。

1318/23年と1332年7月28日の最古の参事会員一覧が立法官職および参審人職への帰属を明記しており、当初からそれぞれ13名の参事会職の存在が知られていた¹⁷⁾。その後、1340年頃市庁舎が新築され、参事会員は定期的に市庁舎執務室に集まり会議や業務を遂行するようになった。この間、立法官と参審員に区別が生じ立法官が市長で参審人が副市長となりこの2人の組で4週間参事会議長を務め、市政を運営した。第1週の市長が最も重要な地位を占め、次に最後の市長職が重要となり、次第に市長職に序列が生じ、副市長はそれぞれの任期中の参事会の開催準備や市長官房の行政の支援を行った。こうして、参事会員に2つの区別が生じ、選挙時市長参事会員 *Alte Bürgermeister* と副市長参事会員 *Jünge Bürgermeister* があらかじめ対で選出されるようになる¹⁸⁾。

14) Staat AN, Reichsstadt Nürnberg, Urkunden Buch, Nr. 105, 127.

15) Hans Hofmann, *Nobiles Norimbergenses Beobachtungen zur Struktur der reichsstädtischen Oberschichte*, in: Thodor Mayer, (hrsg.), *Untersuchungen zur gesellschaftlichen Struktur der mittelalterlichen Städte in Europa*, Konstanz, Stuttgart 1966; Sander, a. a. O., S. 48ff.

16) 佐久間弘展『ドイツ手工業・同業組合の研究—14世紀～17世紀ニュルンベルクを中心に—』創文社 1999年 23頁参照。Peter Fleischmann, *Rat und Patriziat in Nürnberg Die Herrschaft der Ratsgeschlechter vom 13. bis 18. Jahrhundert*, Bd. 1 *Der Kleiner Rat*, Nürnberg 2010, S. 18, 45.

17) StadtAN, A1 Urkundenreihe 1332 Juli 28.

18) Fleischmann, a. a. O., S. 104ff; Sander, a. a. O., S. 79ff.

都市市政において重要な官職は財務長官である。財務長官は13世紀から徴収されるようになった財産税を管理し、それを各部署に配分する機関であった。財産税は市民権を持つ者の資産が査定されて、課された。財産税台帳は軍事編成にも使用され、成人男子で壮健なものは全員都市防衛の義務が課されたが、税額に応じて騎兵、歩兵等の兵員数の負担義務が生じた。財務官は2人任命され、前任者が長官、後任者が副長官として財務局を指揮した。財産税は16世紀以来特定の貨幣—流通している最良の貨幣—での納税が義務付けられた。財務局には2から3名の書記が任命されたが、彼らは門閥出身者に限られ、長官を補佐して都市会計帳簿を作成し、都市財政の中心的役割を担うことになる¹⁹⁾

財務長官の権限の強化と共にそれを監督するための特別な委員会が14世紀後半に登場する。長官によって作成された都市会計帳簿を監査するための委員会が組織され、二人の財務官と第一任期市長そして、当期の4週間を任期とする市長さらに序列5位から7位の参事会員で構成される監査委員会がその起源である。7人委員会(長老参事会 *Septemvirat*)は徐々に外交と財政に関わる重要問題を参事会に代わって決定する権限を有するようになり、15世紀初めに正式に都市の重要機関として機能するようになった。さらに、このうちの3人が参事会の日常業務を最終的に統括する機関として2人の財務官と序列三位の参事会員からなる最高会議(*triumvirat*)が形成されるようになり、最終意思決定者として機能するようになる。それ以前に、ニュルンベルクでは戦時の指揮権を有する最高司令官職が2名設置されており、彼らは最初ゼバルト地区とロレンツ地区の市民軍の指揮を執る権限が与えられていた。その後3名に増員され、各最高司令官は街区ごとに編成された24の市民軍中隊と市域外の農民軍の指揮をとる権限が与えられていた。この軍司令官職と最高会議が15世紀に至って融合し、ニュルンベルクの政治軍事上の最高意思決定機関が成立する

19) Sander, a. a. O., S. 98ff. Fleischmann, a. a. O., S. 83ff.

こととなった。ザンダーはこのような政治軍事上の意思決定機関と市民軍の編成を詳細に記述している²⁰⁾

参事に次ぐ機関としてゲナンテ団体が知られている。彼らは都市長官によって裁判所において証人として任命され、宣誓補助人として登場する有力名望家層の市民であり、大部分都市門閥出身者から選任された。14世紀初め以来彼らが大参事会 *Größere Rat* を形成した。1317年46名、1318～23年64名、1330年78名（参事会員26名含む）、1500年150人から1700年には500人にも達した²¹⁾

彼らの中から特に8名がアルテ・ゲナンテと呼ばれて小参事会に参加するようになる。アルテ・ゲナンテは小参事会出席権・議決権を有し、参事会の重要な決定に参加することができた。これに対して、都市騷擾後に手工業者も小参事会に受け入れられていったが、彼らの権限は名目的であり、出席も求められなくなり名誉職的地位に止まった²²⁾

参事会の下に都市行政を進めるための部局が組織されていった。まず、参事会官房が組織され、都市裁判所も管轄下に置いた。他方で官職組織は財務局と共に監督局からも発展していった。帝国都市ニュルンベルクの公職を有する者は14世紀後半以降参事会選挙後に、小参事会の5人の長老に官職規則に則って誓約させられた（この5人の議員のことを官職誓約議員 *Herren ob dem Amtbuch* と呼ぶ）。徐々に追加税局・穀物税局・からす麦税局・賃貸家屋局・貨幣局・牡牛局・獣脂局・売上税局・運輸局・地代局・関税計量局・軍事局（武器局）と並んで領邦領域の統治のための穀物倉庫・カタリーナ修道院・クラーラー修道院・領邦施与院・領邦救貧院・救貧院ガステンホーフ・裁判管区ヴェールト・シュピタル施療院・森林管理局・内務刑事局の官吏が誓約を求められるようになり、早い時期から、手工業者も誓約を求められた²³⁾

20) Sander, a. a. O., S. 184ff.

21) Fleischmann, S. 119ff.

22) Ibid., S. 38f.

都市統治体制はその後、宗教改革の受け入れによって、教会や修道院の資産の管理が都市に移管され、ゼバルト教会を始め主要な機関は都市管理人によって運営されるようになった²⁴⁾ さらに1621年のニュルンベルク市立為替銀行の設立に伴って銀行局が設置され銀行の監督に当たるようになる。

1348/49年の都市騒擾の後には手工業者の代表も大参事会員に選出されたが、この選出は各同職組合の社会的威信のバロメーターとなった。1348/49年都市騒擾については手工業者の政治参加権をめぐる闘争の性格とともに、近年都市参事会門閥の内紛という見方が有力になりつつある²⁵⁾

16か月間続いた蜂起は、ルクセンブルク家国王コンラート2世の介入によって旧参事会派が復権し、都市門閥はジッベの結合によって強い絆で結ばれており、蜂起参加者も含めて新たな参事会を結成した。都市門閥を除く蜂起参加者の200名が反逆者として都市から永久追放された。一方、蜂起に参加したアルプレヒト・エープナー、ウルリヒ・ストローマー、ヨハン・オートリーブ、ヘルマン・マウラーは復活し、同時に、一連の新興商人層も都市門閥に取り込み旧来の門閥支配が一層強化された²⁶⁾

1500年頃までの都市統治の重要官職への上昇は年功は二義的であり、決定的意義を持つのは出身家門と自身の能力であった。1500年までに帝国都市ニュルンベルクにおいて支配家門と呼ぶ22の家門による寡頭支配体制が樹立されたが、参事会や主要官職への就任から二グループに区分される。より重要な官職を占めた12家門が知られている。これら12家門は大部分が帝国家人の出自であり、一部が商人家系出身である²⁷⁾

23) Sander, a. a. O., S. 200ff. Stadtlexikon Nürnberg, hrsg. von Michael Diefenbacher, Rudolf Endres, Stadtverfassung, S. 1028f. ニュルンベルクの行政制度は中世以来徐々に必要に応じて形成されたものであり、1525年3月の宗教改革の受け入れ決定によって、教会や修道院の財産が収公され都市の管理となりそれぞれ特別の官職が創設されたが、基本的な体制に変更はなかった。様々な官職が錯綜した権限を有し、ナポレオン戦争時の改革期には80人の高級官職者と100の部局、4,300人の官吏を抱える巨大な組織となっていた。

24) Stadtlexikon, Reformation, S. 868f.

25) Fleischmann, a. a. O., S. 29ff.

26) Ibid.

第一グループに比して参事会や重要官職への就任の頻度が劣る第二のグループ10家門が知られている。これら家門は大部分が商人家系であり、わずかに、2家のみが帝国家人出身である²⁸⁾

16世紀中に参事会選出の基準やその後の官職の昇進は大参事会への就任順となり、都市統治への参加の期間によってすべてが決められるようになる。多くの参事会家系はこの間商業から漸次撤退し、周辺地や後背地での土地所有や公債投資などの安定的分野へ転身を図っていった。こうして参事会身分の間に固定した位階秩序が存在するようになり、徐々に年功序列終身任期の参事会員にその位階のヒエラルキーを上昇するルールが形成され門閥と各家系に均衡と安定を保つためのルールとして確立していった²⁹⁾

ニュルンベルクはこのような厳格な都市統治と柔軟な状況への対応によって長期にわたる「オープリッヒカイト的計画経済」を実現することができたと考えられている³⁰⁾

Ⅱ 中世後期近世初期ニュルンベルク市場経済と貨幣システム

1 「中世商業革命」と北イタリアの市場構造

ニュルンベルクは15世紀に入ってようやく為替手形による市場取引ネットワークに参入するようになり、ヨーロッパ大の取引を展開することになる。こうして15世紀以降本格的にヨーロッパ遠隔地貿易市場において主要な役割を担うようになり、徐々に遠隔地貿易市場と在地市場に二分されるようになり、それを担う商人も峻別されるようになる³¹⁾

ところで、市場経済に必要な技術や社会的制度は中世後期の北イタリアで生

27) Ibid., S. 305ff.

28) Ibid., S. 311.

29) Ibid., S. 312.

30) Ibid., S. 316.

31) Richard Ehrenberg, Die alten Nürnberger Börse, in: Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg 8, 1889, S. 80ff.

み出された。十字軍遠征による西アジアとの商業の活発化、さらには西ヨーロッパ全体に見られた商業の復活からローマ法の継受を経て、トスカナやロンバルディア地方の諸都市において、多様な地域との取引の中で、複雑化する取引の経済計算を実現するために複式簿記が考案されるにいたった。最初は、人名勘定による両建て複記であったが、組合企業の一般化さらには会社制度の普及によって名目勘定の導入からピランツ・貸借対照表や損益計算書の作成に進み、資本計算が明確に可能となった。こうして広く市場取引が私的所有権の確立から公権力によるその保証である公証人制度の導入によって、安定した契約として展開されることになった。このような商慣行は、イタリア商人によってヨーロッパに広められ15世紀末には西ヨーロッパ全体に伝播していった。この間、各地の商人は子弟をイタリア諸都市に派遣し、このような商慣行を学び、諸制度を導入していった³²⁾

当時の社会構造に規定され都市外における治安の不安や統一的公権力の不在の中で、現金輸送の危険やカトリック教義の利子禁止や商業に対する消極的態度に規定されてできるだけ現金を使用せず信用取引によって決済する方法を考案することになる。そのためには、取引決済を帳簿上の相殺や振替による決済とするための銀行が設立された。銀行は単に決済の機関であるばかりではなく、金銀複本位制のもとで錯綜した貨幣流通の中で価値を安定させる計算貨幣の使用によって預金価値の保護が可能となり、預金銀行や振替銀行がイタリアで設立されていった。広域的な公権力が不在であり、複本位制のもとおびただしい数の貨幣が流通する錯綜した状況の下では、商人は公権力によって発行された貨幣の価値を評価するための抽象的貨幣＝計算貨幣を考案せざるを得なかった。さらに、広域的な取引を信用取引で行うためには契約の内容を書面で定式化した為替手形が不可欠であった。こうして15世紀末までに、複式簿記・

32) Denzel, "La Pratica della Cambiatura", S. 6ff. 複式簿記成立史に関してはわが国でも詳細な研究がなされている。泉谷勝美『複式簿記生成史論』森山書店 1980年；橋本寿哉『中世イタリア複式簿記生成史』白桃書房 2009年。

会社制度・銀行制度・為替手形・計算貨幣という市場制度や技術が考案されていった。このような発展をデ・ルーヴァーは「中世商業革命」と呼んだ³³⁾

ジェノヴァやヴェネツィアを始め、北イタリアの諸都市では大市の決済貨幣＝計算貨幣に対応し、それぞれの為替相場を建てるための都市計算貨幣も考案する必要があった。この計算貨幣は、都市の経済構造に適合した日常生活の小額貨幣価値とも連動する貨幣でなければならなかった。複本位制の下、錯綜する貨幣流通の中とりわけ小額貨幣は貶質しやすく、都市計算貨幣の価値を維持することは極めて困難であった。しかしながら、都市当局にとってはニュルンベルクで見るとように小額貨幣の価値の維持は基本的な使命であり、それをいかに達成するかが都市の主要な政策となった。

「中世商業革命」によって達成された市場取引は、商人ギルドに加盟する有力商人によって主導され、都市による強い規制のもとで展開される閉鎖的な市場構造を前提にしていた。遠隔地商業は統領(council)を指導者として数十人、時によっては数百人の隊商を組み、数十人の護衛の騎兵に守られ、各地の大市開催に合わせて訪問する商業が一般的であった。その後、14世紀になると各都市に店舗を構え各地に支店や代理店を配置する定着商業が発展し、大市商業との二元的商業が展開されていった。定着商業の発展を見た段階においても依然として都市による強い規制のもと有力商人中心の市場構造は変わらず維持された³⁴⁾

16世紀イタリアでは一般に手形の裏書・割引は認められなかった。当時の商人は商業取引における参加者をできるだけ狭い範囲に限定し独占することに

33) Markus Denzel, *Kuraler Zahlungsverkehr im 13. Und 14. Jahrhundert*, Stuttgart 1991, S. 23 ff.

34) StadtAN, E8 Nr. 1557. フランクフルト都市条例 Prod. 1「フランクフルト・アム・マイン都市参事会に対して、当地の大市に参集する商人から以下の苦情が寄せられた。従来の習慣に反して振替と決済は（従来の習慣によると…護送騎士団が出発するまでの残りの期日は帳簿の記帳と決算にあてることができた）、大市期間の最後の週の日曜日まで待たなければならず…」にあるように1640年代に入ってもフランクフルトでは護送騎士団を伴う隊商による大市商業が行われていたことが、都市条例からも知ることができる。

利益があると考えていたからである。その結果、17世紀中も裏書は禁止されていた³⁵⁾

16世紀までは遠隔地貿易の決済は大市でなされることが多く、とりわけスペイン・カスティリア大市は厳格な規律のもとイタリア人商人による為替手形や大市帳簿による相殺振替決済が大々的に行われ、最初の多角的決済システムとして知られている³⁶⁾

計算貨幣による国際的な信用決済システムはジュネーヴからカスティリア大市、リヨンを経てピアツェンツァ大市において完成された。この大市は、当時の西ヨーロッパにおける国際金融・国際貨幣取引、国際的債権債務の多角的決済、さらには為替相場の裁定取引において中心的役割を果たした³⁷⁾

以上のように、イタリアでは17世紀に入っても都市有力商人によって国際的な商品・金融取引の決済貨幣としての大市計算貨幣と局地内の日常的な取引の決済に使用される都市計算貨幣の二重構造は解消されず、両者の関係は依然として、高額貨幣を使用する大市計算貨幣を基準貨幣とする段階に止まっており、北イタリアの諸都市は特権的流通に基盤を置く前近代的市場構造を呈していたと考えられる。

2 ヴィリバルト・イムホーフの活動から見た都市市場構造

ここではまず、14世紀頃にニュルンベルクに移住し、17世紀初めには一族の代表が財務長官にまで上昇した家門に属するヴィリバルト・イムホーフが残した史料から当時の参事会家門に属する商人の商業活動と日常生活を見ることによって、ニュルンベルク市場の二重構造を概観したい。

イムホーフ家はバイエルンのドナウ流域ラウインゲン出身の帝国家人の家系

35) North, a. a. O., S. 116.

36) Helmann Houtman-De Smelt, Herman van der Wee, Die Entstehung des moderne Geld- und Finanzwesens Europas in der Neuzeit, in: Hans Pohl (hrsg.), Europäische Bankengeschichte, Frankfurt am Main 1993, S. 98ff.

37) Ibid., S. 110.

に属した。その後、大公の領邦政策を担う商人に転身し、イン・デン・ホーフという名前を維持し、イムホーフ Imhof という名前で一族は広く、ヨーロッパ各地に移住していった。ニュルンベルクに移住した一族の成員はニュルンベルクの有力家系と結婚を繰り返し、1369年には大参事会のゲナンテに選任される。その後一族は、ニュルンベルク周辺に荘園を所有し、初代ハンスの息子は小参事家門のピルクハイマー家の娘アンと結婚し、それを機会にピルクハイマー家の会社に迎え入れられた³⁸⁾

イムホーフ家の全盛期は16世紀、アンドレアース・イムホーフやヴィリバルト・イムホーフが活躍した時期である。アンドレアースは1523年に副市長職として参事会に参加し、都市裁判所判事を経て手工業局長官や都市領邦管理局局長に就任し、1529年には市長職に就任、3年後には7人の長老参事会員に選任され1564年には財務長官となり、最高司令官に上り詰めることになった。最終的には都市の権威の象徴である都市長官に就任している³⁹⁾

一方、ヴィリバルトはアンドレアースを叔父として後見人として育つことになった。特筆すべきは、ヴィリバルトは当時のヨーロッパで最も知られた画家であったドューラーの親友であり、彼の作品作成の支援者でもあったピルクハイマーを祖父として生まれたということである。ヴィリバルトに関する史料は16世紀中に5つ残されている。『ピルクハイマー遺贈財産録』(1531年)、『備忘録』(1546～1576年)、『ヴィリバルト・イムホーフ所蔵芸術作録』(1573/74年)、『ヴィリバルト・イムホーフの家計簿』(1564～78年)、『ヴィリバルト・イムホーフ遺産目録』(1580年)である⁴⁰⁾ これらによって彼の経済生活を再現したい。

38) Fleischmann, a. a. O., S. 601ff.

39) Ibid., S. 612ff.

40) これら史料は Holst Pohl, Willibald Imhof Enkel und Erbe Willibald Pirkheimers, Nürnberg 1992として出版されている。それぞれ、手書きの原史料は Germanische Museum und Stadtbibliothek Nürnberg に保管されており、実際に原史料の筆跡や史料状況を現地で確認した。

ヴィリバルト・イムホーフは1519年に生まれたが、1533年7月、14歳になって初めて修業のため、フランス、リヨンに出発し、4年間商業技術を学んだ。その後も、数年間商用旅行を重ね、壮年期まで毎年必ず数ヶ月の商用旅行を行っている。この間、年家賃100グルデンの貸家に住み、その後、二度持家を手に入れ、小参事会家門にふさわしい7,000グルデンの住居を手に入れている。⁴¹⁾

一方、1571年には息子カールを各地の大学に勉学のため派遣し7年間法学を学ばせた。ニュルンベルクでは15世紀以降、大学教育を促進するために多数の市民の子弟に奨学金を授与している。イムホーフ家自身1,000グルデンの資金を提供しその利子で毎年1、2名の学生に奨学金を授与している。これら奨学金の管理は都市が行い、教育局の管理であった。⁴²⁾

『遺産目録』では、封建的土地所有たるレーン所有地が15カ所挙げられており、それらは中世後期以来の生産物地代や貨幣地代が列挙されている。市民的不動産所有として聖ゼバルト教区内の聖エギディエンホーフ地内の土地と建物等の不動産、都市内外の賃貸住宅の家賃収入、都市内外の貨幣収入としてはイムホーフ会社からの収益として16,000グルデン、他の持ち分投資からの収入として11,400グルデンがまず挙げられている。ベルンハルト・ニュッテルとその妻に対する2,350グルデンの債権、年率5%の利子収入が見込まれる。以上総計30,835グルデンの債権を有し、それぞれ年5%の利子収入が見込まれている。⁴³⁾

現金として、あらゆる種類の貨幣、金器・銀器が多数列挙されており、以上資産総額65,761グルデン。一方で負債額10,943グルデンと相手先の不明の負債4,758グルデンで負債額合計15,703グルデンである。総資産から負債総額を差し引くと50,058グルデンとなる。⁴⁴⁾ ヴィリバルトは以上の遺産目録からも

41) H.Pohl, a. a. O., S. 28ff.

42) Ibid., S. 37. 奨学金制度では有力商人による職人の修業のための基金も存在した。

43) Ibid., S. 280ff.

44) Ibid., S. 279ff.

わかるように主として高額貨幣グルデンを使用する市場圏で生活しており、中位貨幣や小額貨幣はほとんど使用しなかったと思われる。

ヴィリバルト家では小額貨幣や中位貨幣はまず、彼の妻が家計を切り盛りする際に使用したと考えられる。『家計簿』ではヴィリバルトは妻に対して毎月13グルデンを月経費として渡している。年間合計156グルデンで食料品やその他日常生活の必要なものを購入していたとみられる。主として出入りの小売商から購入し、小額貨幣かせいぜい中位貨幣で支払っていたと考えられるが、具体的には記録がない。妻への月費用とは別に様々な家計支出が毎年詳細に記録されている。聖ヨハンニス祝祭日のワイン代と復活祭のケーキ代合計7シリング6フェニヒ、洗礼立会人の接待費として1グルデン、パイエルン蕪代2シリング3フェニヒ、諸聖人の祝日のミルク代9シリング、ハウズドルフ夫人接待費6シリング17フェニヒ、ワイン流通税1シリング24フェニヒ、衣類は高いものから小額貨幣で買えるものまで雑多なものが購入されている。ビールや蠟燭その他は小額貨幣で購入可能である。子供の靴を始め概して安いものが多く、小額貨幣、せいぜい中位銀貨で購入されている。庭の手入れや職人仕事はおおむね小額貨幣で支払われている。妻への経常経費支出を除くその他の台所で必要な支出は40から100グルデンほどである⁴⁵⁾

金曜日の貧しい寡婦への支出月々36フェニヒ、孤児に対する月々の支出36フェニヒ、貧者に対する月々の支出36フェニヒ、新年の下女や下僕への手当1/2ターラーから20クロイツァー、パン焼人2人にそれぞれ36フェニヒと15フェニヒ、クララ修道院の修道女に同様の手当。衣料品そして、彼が私用に振出したヴェネツィアからウルム宛手形の不足分1グルデンやヴェネツィアで197ドゥカートを支払ったが、1ドゥカート当たり1.4の相場で276グルデン3シリング15フェニヒの支出など個人旅行の費用を支出している⁴⁶⁾

以上、ヴィリバルト家は彼の会社を通じての経済活動や個人的土地取得さら

45) Ibid., S. 91ff.

46) Ibid., S. 95ff.

には投資活動，定期金購入や関係者への投資や融資はすべて高額貨幣で行われていたことがわかる。さらに，資産税や公的負担も多くは高額貨幣で支払われている。史料からは大部分の支出が高額貨幣でなされており，ヴィリバルト家は金貨を中心とする高額貨幣を使用する市場に強く結びつけられていたことが理解される。イムホーフのこれら史料は基本的に都市計算貨幣グルデン建てで記録されており，会社の帳簿と同様であった⁴⁷⁾

その一方でわずかではあるが，日常生活において食料品や下僕・下女への手当等は小額貨幣せいぜい中位貨幣を使用しており，フェニヒ単位まで詳細に記帳しているので小額貨幣の価値についてもかなりの関心を持っていたことがうかがえる。当時都市によって割り当てられた貧民に対する月手当やさまざまな援助は小額貨幣で支給する義務があり，大部分高額貨幣流通圏で生活していた都市貴族家系でも小額貨幣の価値の動向には関心を持たざるを得なかったと思われる。

3 手工業から見た都市市場構造

1363年には50以上の職種が知られており，16世紀末277の職種があり，「一鍛冶屋」の職種は71にも上り専門化が極限にまで達していた。16世紀には人口が3万人から5万人に増加し，親方5,000～5,500人にも達し，手工業者の家族を含めると2万人以上に達したと考えられる。マシュケは中世都市社会構造論において市民権・職業・財産額による指標によって上層・中層・下層に分け，中間層を代表するのが手工業者であったと述べている⁴⁸⁾ エンドレスの分類によれば，上層には大商人，法律家，医者や一部富裕な親方も含まれ，都市成年男子人口に占める割合6～8%であったと推定している⁴⁹⁾ 下層には職人，商人の手代，日雇い，季節労働者，奉公人・奉公女が属し，危機の時期に

47) Ibid., S. 7. イムホーフ家では基本的に都市計算貨幣グルデンで帳簿を記帳し，小額貨幣については実体貨幣で表示していたと考えられている。

48) Erich Maschke, *Mittelschichte in deutsche Städten des Mittelalters*, in: ders. und J. Sydow (hrsg.), *Städtische Mittelschichten*, Stuttgart 1972, S. 1ff.

は飢餓に襲われ、都市社会政策の対象であり、施与局と各慈善施設の活動が唯一の救いであった。

都市においては社会的威信・地位は大参事会員ゲナンテンに選出されることが条件であり、その数によって手工業・同職組合の社会的威信をも決定した⁵⁰⁾。17から18世紀にかけてゲナンテ数から毛織物工、皮革工、ビール醸造工、パン屋は「上級」同職組合に属し、錠前師やベルト工は「中級」であり、靴屋や織布工は「下級」同職組合として評価されていた⁵¹⁾。

他方で彼らの間では 風呂屋、墓掘人夫、皮剥ぎ、便所掃除人、売春婦が「不名誉な職業」として評価されており、都市上層・中層・下層の間での社会的流動性はほとんどなかったとみられている。当時は、遠隔地貿易と不動産取引や定期金等の投資活動で高額貨幣を使用する市場圏に属するのは上層に限られており、中下層はもっぱら小額貨幣しか使用せず、上層の支配する閉鎖的市場構造の生産と消費を担う人々であった。最下層には、食うや食わずの極貧の人々も存在し、下層は施与局や福祉政策の対象であった⁵²⁾。

手工業者は都市自治が成立するとともに監督局や計量局の支配下、製品の品質等が規制された。監督局は設立の当初から都市の生産活動と流通の監督を任務とし、経済発展と社会的分業の進展によってそこから幾つかの分野が分離し、新たな官職を生み出していった。手工業者に対しては特別に手工業局を設置し、参事会の直接支配を目指すことになった。5人の参事会員の前で主要な同職組合の親方代表は特別に参事会の命令に従うことを宣誓させられることになった。この宣誓親方による監督（品質検査・告発）と差押官による取締を通して手工業者の参事会による直接支配が実現することになった。このような統

49) Rudolf Endres, Zur Lage der Nürnberger Handwerkschaft zur Zeit von Hans Sachs, in: JfL 37, 1977, S. 120f.

50) Ibid., S. 196f.

51) Ekkhart Wiest, Endwicklung des Nürnberger Gewerbes zwischen 1646 und 1806, Stuttgart 1968, S. 43f.

52) Ibid., S. 45.

制の強化も 1348 年の都市騒擾の原因の一つになったと佐久間氏はみなしている⁵³⁾

1348 年の都市騒擾後、手工業者の統制はさらに強化され、1357/58 年に都市帳簿が作成され、手工業者全員の参事会に対する宣誓が義務付けられ、一人一人の職種や所属が確認され、職人・徒弟にも市民権取得が義務付けられた。品質検査役を兼ねた宣誓親方の監督に反した者や条例に違反した者は身体刑・財産刑が科されることになった。14 世紀、宣誓親方組合は手工業者も監督し、軍事組織を兼ねた地区や街区組織の長は財産税の査定や徴収を行い、日常的な職業活動の違反行為にも目を光らせていた⁵⁴⁾

卸売商業を中心とするマルクトにおける取引は商人代表である市場取締によって自治的に運営された。市場開催や他市場訪問、さらには商業および手形慣行等は商人の自治的団体の形成と共に自主的に決められていったが、他方で都市は監督局を通じて都市商業や流通を統制し、商品仲介業者を任命し、彼らに 2 週間ごとに市中価格の申告を命じ、為替仲買人の任命と共に主要な商品の価格は監督局が決定していった⁵⁵⁾

4 都市市場と貨幣

中・近世ヨーロッパにおいて天候不順や天変地変さらには戦争等による凶作は日常的に生じ、飢饉が頻繁に起こった。ザンダーによると 15 世紀中に 10 年毎に凶作が繰り返され、穀物価格の高騰した時期があることを確かめている。寒波の襲来や洪水、雹や霜の被害など枚挙にいとまがないほどである。中・下層にとっては最も深刻な影響を与える出来事であり、都市は穀物価格を安定的に維持するために様々な政策をとった。その前提として、貨幣制度の改革が不可欠であった⁵⁶⁾

53) 佐久間, 前掲書 36 頁。

54) Stadtllexikon, Viertelmeister, S. 1142.

55) Stadtllexikon, Schauamt, S. 928.

56) Sander, a. a. O., S. 23ff.

金銀複本位制のもと金貨と銀貨の価値関係を維持しつつ、商品の価格を表示することは困難を極めた。金貨、銀貨がそれぞれ独自の変動をし、さらに商品の需給関係からも変動し、その上で各都市各地域の為替貨幣を決定し、適切な相場を建てることは至難の業であった。そこで、商人は大市等での自らの商取引を安定した高額貨幣で表示し、各都市や地域の為替の評価基準とした。それを受けて各都市や地域は、域内の貨幣流通を基に都市貨幣ないし領邦貨幣を決定し、域内の市場取引の価値基準とした。それが都市計算貨幣として現象し、価格を表示することになる。都市計算貨幣は都市内の実体貨幣の流通を前提に、一定の品位と数量を有していると想定し、できるだけ長期間その貨幣価値の維持に努めた⁵⁷⁾

14世紀中葉には導入されたヘラー貨(h)の貶質が激しく、都市計算貨幣の価値を維持できなくなり、1434年都市計算貨幣の価値を4倍に引き上げ域内の価格の安定を図った。1新ヘラー=4旧ヘラーとなり、ヘラーで表す価格が1/4に引き下げられることになった。当時の計算貨幣の価値をザンダーは1873年に制定された帝国マルク(M)の金価値に換算して以下のような等式が成り立つとみなしている⁵⁸⁾

ハンガリー・グルデンの金価値	: 1 G ^{ung} = 10M
都市計算貨幣グルデンの金価値	: 1 G ^w = 9 M
領邦計算貨幣グルデンの金価値	: 1 G ^{lw} = 8 M
新プフント・ヘラーの金価値	: 1 ℓ = 7.50 M
1 ショイリングの金価値	: 1 B = 0.37 M
1 プェニヒの金価値	: 1 d = 0.06 M
1 ヘラーの金価値	: 1 h = 0.03 M

1441年のライ麦価格は1ジューマー(318ℓ)当たり1都市計算貨幣グルデン

57) Hans-Jürgen Gerhard, Frühneuzeitliche Preisgeschichte, Historische Ansätze und Methoden, in Eckart Schremmer, Wirtschaft- und Sozialgeschichte Gegenstand und Methode, Stuttgart 1998, S. 83f.

58) Sander, a. a. O., S. 26.

で取引されていたが、1449年の3グルデンにまで高騰した時期に都市は仲買人を通じて1ジュマーのライ麦を1.88都市貨幣グルデンでパン屋に販売し、1個18(270g)から20ロート(300g)のパンを1新ヘラーで販売することを義務づけている。同年の肉価格は1プント(480g)当たり2ヘラーで肉屋に販売させている。通常の価格は1ヘラーであった。

ワインやビールについても同様の価格政策がとられ生活必需品の価格の安定が図られた。ザンダーは1449年の戦争規定から一人の人間の必要経費を計算している⁵⁹⁾それを貨幣換算すると1日の食費は8 1/2hとなる。これに、獣脂とバターさらにチーズを加えると約9hとなる。年間3,285hとなる。これに加えて衣料や暖房費を加えて独身男性の総経費は13都市貨幣グルデンから14都市貨幣グルデンとなる。結婚して子供がおり、一般的な家計の費用はこの倍、26から28都市貨幣グルデンとなる。住居についても中間層の一般的な住居は200から300都市貨幣グルデンで手に入れることができた。しかしながら、多くの市民は年家賃10都市計算貨幣グルデンの貸家に居住し、下層の職人や労働者は年家賃1都市計算貨幣グルデンの狭い長屋風の賃貸住宅に住んでいた。これらの貸家は有力商人の投資対象であり、彼らは、家賃1都市計算貨幣グルデンを年利5%で資本還元し、20グルデンの資産として換算し取引を行っていた⁶⁰⁾

このような中・下層の状況において凶作時や戦時には価格は異常に高騰し、都市の通常の政策では価格維持が困難となる。そこで都市は、パン穀物に限って特別の倉庫を建設し、監督局に穀物倉庫掛を設け大量の穀物を備蓄していた。都市倉庫からの穀物配布は1482年の飢饉時には市中に4,000個のパンを配布し、郊外市にも2,500個のパンを配布した。1540/41年および1570~75年の飢饉時には最大13,000~15,000人の貧民にパンを無料で配布したが、その際、常に非市民や女性・子供は除外された⁶¹⁾

59) Ibid., S. 31f.

60) Ibid., S. 33.

5 16世紀後半のニュルンベルク都市経済の構造転換

16世紀後半ヨーロッパにおける商業革命の進展に合わせて、ニュルンベルクでも経済構造の転換を見ることになった。それまでは金属工業や毛織物生産都市であったが、ヨーロッパの市場構造の変化の中で、ドイツの染色・仕上工業都市に転換するに至った。伝統的毛織物の生産からイギリス産未仕上毛織物の染色・仕上、漂白麻織物の染色・仕上業に転換し、1630年代まで繁栄することになった⁶²⁾

このような産業構造の転換はニュルンベルクに一般的な問屋制度の普及をもたらすことになった。合理的で大量生産を可能にする問屋制度は輸出産業に必須の生産組織となり、繊維・染色・仕上業だけではなく金属加工業や皮革工業においても問屋制度が支配的となった。人口が急増するとともに、問屋制度の普及は市場競争を激化させ、親方や職人との階層分化を生み出すことになった。商人問屋主が圧倒的な多数を占めていたが、一部で問屋制度を展開した親方は資産や社会的威信において上層市民にまで上昇する事例も見られるようになったが、一方で大多数の親方は問屋主に従属し、職人と変わらない独立小生産者化し、資産や社会的地位において下層に属する者も多く見られるようになった。一般に商人問屋主を頂点に手工業者は中小問屋主－独立小生産者－出来高工に分化し、大衆の貧困化が進展し、商業手工業都市から輸出産業・遠隔地商業型大都市に転換し、大多数の親方は土地も原材料も持たない問屋主に従属する下層民化していくことになった。14、15世紀までのニュルンベルクは下層民の少なさで目立っていたが、16世紀後半を迎えると市民の半分から三分の二が下層民となる事態に陥ることとなった⁶³⁾

このような経済構造の転換は都市領邦領域の拡大をも伴うことになった。

61) 佐久間, 前掲書, 48頁。

62) 同上書, 10頁。

63) 同上書, 252頁。当時のドイツ初期資本主義については Friedrich-Wilhelm Henning, *Deutsche Wirtschaft- und Sozialgeschichte im Mittelalter und in der frühen Neuzeit*, München 1991, S. 661ff.

1504年バイエルン大公相続戦争でミュンヘン系に味方し、支配領域を倍加し、ドイツ都市国家領域最大の1,652平方キロメートルの領域を有することになった。多くは中世後期以来のアムト制度に基づく封建的支配領域の獲得によって拡大されたものである⁶⁴⁾。新領域は新領域管理局が設置され5名の参事会員によって管理され、新たに10管区が設定され、管区長が任命された。1449年第一次辺境伯戦争時に、都市城壁外1キロ圏に防護柵を設け要所に砦を配置し都市防衛線とした。この圏内が本来の市域であり、都市防衛や同職組合の規定が厳格に実施される範囲である。そこから新たに獲得した新領域も含めて5キロ圏内が周辺地であり、それを超えて10キロ圏内が後背地として規定され、それぞれ都市中心地システムの編成上の役割が与えられることになった⁶⁵⁾。

本来の都市領域を超えて、周辺地の小都市が問屋制度に編成され半製品の生産に特化し、中心地での仕上や染色の前工程を分担することになる。さらに様々な手工業も問屋制度の形で展開し、都市内宣誓親方による品質検査や親方作品検査を通じて周辺都市手工業を統制し、さらに後背地も含めて食料・原料・半製品の供給地として都市禁制圏法に服させることによって都市の中心地システムを完成させることになった⁶⁶⁾。

こうして、中心地域の上層を中心とする高額貨幣の使用圏と中下層の小額貨幣の使用圏の分離は、後者の周辺地さらには後背地への拡大によって広大な小額貨幣を使用する経済圏の展開を見ることになる。このような生産と消費に近づくほど統制を強め、様々な規制を加え、遠隔地貿易には特権的流通を条件に自由な展開を許し、都市域内外の卸売商業には仲買人制度によって監督し、都市経済統一の安定的維持を図ろうとした経済体制を研究者は「オープリッヒカイト的計画経済」と呼んでいる⁶⁷⁾。このような経済にとって小額貨幣の安定

64) フランケンのアムト制度については拙稿『中世ドイツ・バムベルク司教領の研究』463頁以下参照。

65) 佐久間, 前掲書, 297頁以下参照。

66) 同上書, 348頁以下参照。

67) Hans Lentze, Nürnberger Gewerbeverfassung im Mittelalter, in: JfL24 (1964) S. 233.

的供給は至上命題であり、その価値の安定は都市支配層にとって最大の課題となった。

Ⅲ ニュルンベルクにおける貨幣システムと為替銀行の意義

1 ニュルンベルクにおける貨幣制度の発展

ニュルンベルクでは当初のプフントーフェニヒ計算貨幣体制から⁶⁸⁾ 14世紀に入ってシュヴェービッシュ・ハルの帝国貨幣製造所が長期間にわたって良貨を製造し、このヘラー貨は広く流通したので、14世紀後半には多くの南ドイツ諸都市においてヘラー貨によって計算するようになった。しかしながら、このヘラー単位も同様に計算貨幣化し、都市財務局の歳入歳出に関わる金貨銀貨はすべてこの貨幣に換算して記帳された⁶⁹⁾

14世紀80年代に至り、実体貨幣ヘラー貨の貶質と共に貨幣改革を行い、ヘラー貨の銀重量を4倍に引き上げ、大量の新貨幣を製造し貨幣改革を行った。この貨幣改革の結果成立した新たな計算貨幣体系は都市帳簿において15世紀の60年代まで行われた。ところが、15世紀の60年代の終わり頃からこの新ヘラー貨と並んで都市法定貨幣グルデンが第二の計算貨幣として採用されるようになった。1469年の都市帳簿では決算合計のみがヘラーに換算して記載され、他方で個々の勘定項目額や集計額はヘラーとグルデンは同格の計算貨幣として使用された⁷⁰⁾

1560年以後ヘラーは使用されなくなり、グルデンが唯一の計算貨幣の地位を獲得した。このグルデン貨は帝国都市統治権が崩壊し、さらにその後の第二帝政成立時期までその地位を維持することになった。ドイツ地域において計算貨幣グルデンとフェニヒ貨の関係によって地域の商取引を遂行し帳簿記載する慣習が16世紀中に成立した。グルデン貨の価値はフェニヒ貨の価値によって

68) Sander, a. a. O., S. 742.

69) Ibid., S. 743.

70) Ibid., S. 744.

決定され、さらにこれらグルデン＝フェニヒ体系の実体貨幣との相場によって実際の支払や商取引が実行されていったと考えられている。為替手形は多く計算貨幣建てで行われ、西ヨーロッパ各地の計算貨幣による価値決定が反映され、地域間の取引が円滑に遂行された⁷¹⁾

ニュルンベルクでは16世紀に至り1グルデン＝252フェニヒの計算関係が成立し、当時地域ごとに異なる計算貨幣グルデン貨の価値によって各地域経済圏の価格体系が表現されることになり、商人たちはこの換算によって即座に取引のための知見を得ることができた⁷²⁾

ところで、16世紀の20年代以降になるともう一つの別の計算貨幣体系が使用され始める。これは地理上の発見による新大陸やアジアからの銀の流入によって金貨グルデンに代わる高額銀貨ターラーの使用によってもたらされたものである。このターラーの60分の1に当たるクロイツァーも製造され、こうしてターラー＝クロイツァー貨幣体系が成立した。この間、ターラーもクロイツァーも急速に貶質したために1対60の関係はグルデン体系と同様に完全な計算貨幣体系となった⁷³⁾

一般に北ドイツではターラー体系が使用されライン川を境界としており、それより南ではグルデン体系が使用されたが、1グルデン＝1ターラーとして、1グルデン＝60クロイツァーの関係も成立した。こうして、クロイツァーを通してグルデンとターラーの計算貨幣体系が結合され、ニュルンベルクでは徐々にハンザ地域との取引を活発に行うようになり、ターラーのクロイツァーによる建値が重要な問題となってくる⁷⁴⁾

71) Denzel., a. a. O., S. 231.

72) Walter Bauernfeind, Materielle Grundstrukturen im Spätmittelalter und der frühen Neuzeit Preisentwicklung und Agrarkonjunktur am Nürnberger Getreidemarkte von 1339 bis 1670 Nürnberg 1993, S. 45. 例えば、ライン地方では210フェニヒ、バーデン・ヴェルテンベルクやヴェルツブルクでは168フェニヒ、バイエルンでは252、シュトゥラスブルクでは126フェニヒであった。

73) Hansheiner Eichhorn, Der Strukturwandel im Geldumlauf Frankens zwischen 1437 und 1610, Wiesbaden 1973, S. 173ff.

74) StadtAN, E8 Nr. 1522.

17世紀に入ると1グルデン=60クロイツァーがニュルンベルク都市計算貨幣や商人帳簿でも使用されるようになり、さらにこのグルデン・クロイツァー計算貨幣体系のもと以下のような帝国ターラーや実体貨幣との関係が成立するようになる：

1 帝国ターラー (Speciesthaler) = 2 fl ; 1 fl = 3 コップシュトゥク

= 15 バツェン = 20 β = 60 x コップシュトゥク = デンマークで製造された国王頭像のみをデザインしたターラー銀貨⁷⁵⁾

fl = 都市計算貨幣グルデン β = 都市計算貨幣シリング x = 都市計算貨幣クロイツァー

近世南ドイツでは各領邦はグルデンとクロイツァーによる計算貨幣体系を使用するようになり、これは1876年1月1日にプロイセン王国の計算貨幣体系1マルク=100プエニヒの導入まで続いた。その際の交換レートは35クロイツァー=1マルク、1グルデン=1.7143マルクであった。⁷⁶⁾

帝国改造と共に帝国の貨幣高権は帝国貨幣法により各クライスに授与され、品位と量はクライスの管理となった⁷⁷⁾。各クライスは正規の貨幣製造所の他に、新たに貨幣製造所を建設し貨幣親方に貸貸、貨幣高権領主の委託による小額悪貨製造を黙認し、大量の悪貨を流通させていった。これら闇貨幣製造の蔓延によって多くの貨幣製造所は逼迫した貨幣用貴金属を巡る競争に走り、製造コストの高騰を招き、一層の貨幣貶質を招くことになった⁷⁸⁾。

30年戦争の開始期に小額貨幣の貶質が未曾有の規模で進行した。銀を産出する領邦君主、ブラウンシュヴァイク・ヴォルフエンブッテルやザクセン大公さらには皇帝直轄領オーストリアにおいて戦争及び軍備資金の獲得のために大量の貶質貨幣を製造流通させた。その結果、ドイツ史における最大のインフレ

75) StadtAN, A6 Nr. 597 : 1620年3月20日都市貨幣グルデン建ての貨幣価値の決定の一覧表に登場している。各国で作られたターラー貨の内、デンマークで製造された1/5ターラー貨のこと。

76) Stadtlexikon Nürnberg, Rechnungsgeld, S. 862.

77) 拙稿「17世紀前半西ヨーロッパにおけるニュルンベルク為替銀行の意義」『名古屋学院大学論集(社会科学篇)』Vol. 48 Nr. 1 2011年29頁参照。

78) Sprenger, a. a. O., S. 113.

ーション、第一次世界大戦後のインフレーションと比較されるインフレーションが生み出されることになった。高額貨幣相場は計算貨幣建てで1グルデンが4,200ペニヒにまで高騰し、1年間で物価が6倍にまで高騰したが、これをキPPER・ヴィッパインフレーションと呼ぶ⁷⁹⁾

ニュルンベルクでも激しいインフレーションが襲うことになった。これに対して、都市はクライス貨幣高権を最大限活用し、貨幣審議会長官の地位を利用し貨幣試験に基づいてクライス内の貨幣流通を統制しようと努めた。フランケン・クライスでは貨幣試験ごとに報告書がつくれ、それに則って貨幣価値が決定された。試験までに新たに流通することになったすべての貨幣が直近の帝国貨幣法に則って計量吟味され、特殊な計算式によって貨幣価値が決定された。都市ニュルンベルクの計算貨幣相場が決定され、これらの貨幣を使用した場合の価値尺度が決定され、それによって商品価格が決定されることになった⁸⁰⁾

キPPER・ヴィッパ期インフレーションは現在では17世紀初めから徐々に始まっていたと考えられている。ドイツ地域における銀価格の高騰と共に小額貨幣の不足、銀貨の貶質、物価の高騰が生じた。このことを示す史料が、クライス貨幣委員会によって作成された貨幣試験結果一覧である。17世紀初頭のものが2冊伝えられており⁸¹⁾それによると、帝国貨幣法にかなう「流通可能」‘gangbar’貨幣と「流通不可能」‘ungangbar’貨幣の区別が行われ、試験した699の金銀貨の内576は「流通可能」、123が「流通不可能」貨幣と

79) North, a. a. O., S. 104.

80) StadtAN, E8 Nr. 1509.

81) StadtAN, E8 Nr. 1508 と Nr. 1509 である。前者は1607年から10年にかけて行われた貨幣試験の結果を一覧表にしたものである。そこでは、最初に帝国内のクライス名が列記され、続いて適用された帝国貨幣法が掲げられ、その上で300個以上の金銀貨の試験結果が簡潔に記されている。試験した各貨幣は拓本が取られずべて掲載されている。後者は、前者の結果が間違っていたので後任の貨幣委員長 (Wardein) ハンス・フーフナーゲルが1608年11月1日以降に再計算した結果を収録したものである。全体の形式は全く同じであるが、内容において計算の修正箇所を詳細に展開しており、当時の貨幣価値の決定が具体的に明らかとなる。ここでは、そこから得られた結果のみを提示した。

判定されたが、「不可能貨幣」の内の大部分は流通が許され、ごく一部の最悪の貨幣のみが流通禁止措置が取られた。それも数か月の猶予を置いて行われ、各領邦によって徹底度が異なつたと考えられる。ニュルンベルクは遠隔地貿易都市として最も厳格に貨幣試験結果を順守していた。その点は49種類の金貨の流通禁止処置が採られていることから明らかとなる。他方で、「流通不可能」銀貨の大部分を使用可能としており、中下層民の支払手段である小額貨幣の購買力をできるだけ維持する必要があつたためと見られる。

E8 Nr. 1509では各貨幣の品位、粗重量、純含有量が詳細に記され、直近の帝国貨幣法に則つて複雑な計算結果を記載し、最終的に「流通可能」「不可能」の判定がなされている。ここで目立つことは、この時期、銀地金が高騰し、帝国貨幣法に則つた銀重量では小額銀貨が製造できないために、市場の相場で地金を購入し、その結果貨幣領主に一定の損失を与えたという事実である。さらに、例えば、3クロイツァー貨が2.8クロイツァーにしか値しないことも記されており、17世紀初頭は貨幣用銀地金の高騰とそれによる小額貨幣の貶質が進行した事実が明らかとなつた。ここでは最も典型的な3クロイツァー貨の試験結果のみを掲載し、詳細は別の機会に譲りたい。

第1表 第3部 Nr. 5 テシェン大公 1608年3クロイツァー貨貨幣試験結果

1マルク当たり 地金価格	帝国貨幣法に比して 高い価値	100グルデン当たり の損失	1個当たりの価値
13fl 21 $\frac{1}{4}$ kr	1 fl 21 $\frac{1}{4}$ kr	11fl 17 kr	2 $\frac{5}{8}$ kr

*E8 Nr. 1509 fol. 7v. 貨幣製造の方法は品位7ロート12グレンの1ケルン・マルクの銀地金から128個の3クロイツァー貨を製造 fl=都市計算貨幣グルデン kr=都市計算貨幣クロイツァー

このような中で、ニュルンベルクでも高額貨幣の高騰による物価騰貴がみられるようになり、参事会に対して様々な請願が行われた。1603年には高額貨幣の市中相場が高騰を見せたので、それを抑制するために貨幣相場決定命令が出されている。それによると粗悪な貨幣流通によって混乱し、高額貨幣が高騰し、都市内の商取引が停滞し、手形の受取や振替業務が混乱し、遅延していると述

べ、市中相場より低い相場を決定し、守ることを命令している⁸²⁾ 1607年には54名の商人が請願書を提出し、都市が決定した高額貨幣の相場が高すぎるので引き下げることを要求している⁸³⁾ とりわけ、高騰期には貨幣相場は16倍以上に高騰し、物価上昇は激しく、ニュルンベルクでもフライタークの描写で知られるように、賃金で生活する人々は困窮を極め、都市商業も停滞し、貨幣価値の安定が急務となった⁸⁴⁾ そこで都市は従来から行っていた貨幣相場を都市条例で決定し布告することをたびたび行った。例えば1620年には主要な金貨と銀貨の相場を印刷した都市布告として発布している⁸⁵⁾

このようなキッパー・ヴィッパー期の貨幣高騰について、南ドイツの諸都市では互いに現状を批判し他都市の責任であるとの非難の応酬が見られた。アウグスブルグでは1620年の末頃に、ニュルンベルクに対する抗議文を参事会の名において送付した。この非難文書によると、ニュルンベルクが大量の悪貨を製造し、市中に流通させているために良貨を手に入れることができず、高額の打分の支払をせまられ、加えてニュルンベルク宛為替手形の高騰を招き、取引が困難となっているという内容であった。これに対して、ニュルンベルクは、最も努力しているのがニュルンベルクであり良貨の流通を促進する政策をとり、逆にアウグスブルグこそ非難されるべきであると反論している⁸⁶⁾

この反論書の素案を作成した市場取締の鑑定書が残されているが、そこには当時ニュルンベルクは持ち込まれるすべての商品を保税倉庫にいったん保管し、開封して悪貨が持ち込まれていないか検閲までしているほどである⁸⁷⁾ その結果、悪貨が都市内に持ち込まれることはかなり抑制されたが、一般庶民や外国人が市門の検閲をかいくぐって悪貨を持ち込むことが横行し、高額貨幣の

82) StadtAN, E8 Nr. 1488.

83) StadtAN, E8 Nr. 1521.

84) StadtAN, E8 Nr. 1506.

85) StadtAN, A6 Nr. 597 : 1620年3月20日 : 都市貨幣グルデン建ての貨幣価値の決定一覧表。

86) StadtAN, E8 Nr. 1522.

退蔵が一般化した。こうして高額貨幣は不足し、ますます高額貨幣の高騰を招くことになったと状況を説明している。鑑定書では、それでも都市当局の命令によってニュルンベルクでは高額貨幣に対する打点が禁止され、それが順守されたのに対し、アウグスブルグでは高額打点が取られ、アウグスブルグ商人の利益は莫大なものとなった。その結果、ニュルンベルクでは年間 200 万グレンの良貨がアウグスブルグに流出し、加えてその数倍の良貨が南ドイツ諸都市に流出し、ニュルンベルク商業に甚大な被害を与えていると非難している⁸⁷⁾

キッパ・ヴィッパ期の高額貨幣の高騰が最大の問題であり、急激な物価上昇に直面し、都市自身の悪貨による被害とともに一般庶民の困窮による社会不安の解消が緊急の課題であった。そこで、都市当局は新たに価格統制局を設けて価格の安定を図ることになった⁸⁸⁾ それでも価格の安定が望めず、最終的に 1621 年 8 月 10 日ニュルンベルク為替銀行が設立されるに至った。

2 ニュルンベルク為替銀行の設立

為替銀行設立の請願が数度出されたのち、1619 年 12 月になってようやく銀

87) StadtAN, A6 Nr. 599 の 1620 年の貨幣条例には以下のような内容が規定されている。「有害な貨幣の使用、都市領邦内への持ち込み、良貨グレンや銀貨を領邦外に持ち出すことを刑罰を持って禁止する」。…「都市に物を運びこむすべての運輸業者は商品や物資を関税局会館や新たに建設された計量局会館に運び込み荷物を開封して荷を改める義務がある。また、商人は誰も商品を自己の出身都市に持ち帰ってはならない。そして、関税局の官吏は運搬許可証を発行し、関税支払証明書を与えるものとする」。「何人も都市に出入りする場合所持金を申告する義務があり、関税局官吏はその金を荷物の開封時に確認する義務がある。もし、悪貨や流通禁止貨幣が混入している場合には、それら貨幣を参事会の名において保管する義務がある」。

88) StadtAN, E8 Nr. 1522. この点は、E8 Nr. 1507, 1607 年 11 月 1 日のマルクト役人と市民の都市参事会に対する建議書の中で逆の事例が示されている。建議書によるとニュルンベルクの一部商人が高額貨幣帝国ターラー、フィリップス・ターラーそしてドゥカートの評価を 1 クロイツァーだけ高く評価し、アウグスブルグ市場との間の裁定取引で利益を上げていると非難している。

89) StadtAN, A6 Nr. 647. 1622 年 9 月 28 日と 10 月 24 日：新たに設置された価格統制局に関する参事会布告 印刷「本価格統制局は都市内のすべての種類の商人や小売商を監視する。差押官が強制執行者として職務を遂行する。差押官の任務：恒常的に価格を釣り上げるものを逮捕すること、違反を通告し、刑罰を課すこと」。

行設立の動きが本格化してきた。商工組合理事会の代表から請願が行われ、それに基づいて委員会が組織され審議された。設立において、商工組合理事会参加者も積極的に関与したことが確認され、実際の銀行規則は彼らの意向を尊重し、小参事会が妥協を図る形で、ヴェネツィア型とアムステルダム型と共通する部分を取り入れて規則が作成されていた⁹⁰⁾

都市ニュルンベルクの金融監督体制と銀行の構成は市銀行局には2人の参事会代表(小参事会所属)と2人の法律顧問と1人の書記が配置された。さらに、2名の商人代表が長老として会議や意思決定に参加し、銀行局が銀行裁判所として機能する場合に重要な役割を果たした。後に、1635年からは12人の助役が指名されたが彼らは商人代表として銀行内で帳簿を閲覧する権利を有し、銀行金庫の鍵の管理を行い、年度決算に出席する権利を持った。彼らはニュルンベルク市商人集団の利益を代表し、銀行運営の合法性を監視するのが任務であった⁹¹⁾

次に、銀行自体は頭取が管理を行った。彼の下に設立時は、副頭取、4人の書記、2人の出納係、1人の従業員が働いていた。これら役職者は一定額の供託金を課された。この他に銀行外業務、つまり料金の徴収や料金表の配布等を行う使用人も採用された。さらに、公証人も1人常駐していた。こうして2時間の営業時間が厳格に監督され厳密な記帳が実行された⁹²⁾

帳簿中営業台帳が最も重要であり、この台帳に記載されているすべての事項は公正証書の性格を有し、顧客と銀行との取引に関わる記載事項を最初に確定した。銀行内部の部局から部局への貨幣の動きや、さらには銀行外の資金の動き、そして給与の支払いは台帳には記載されていない。銀行の授信業務、つまり銀行規則に反する都市(主)金庫(ニュルンベルク市)との取引も台帳には含まれている⁹³⁾

90) Rudolf Fuchs, *Banco Publico zu Nürnberg*, Dissertation Nürnberg 1950, S. 21, 34.

91) StadtAN, E8 Nr. 4213.

92) StadtAN, E8 Nr. 4188.

93) Fuchs, a. a. O., S. 144f.

1621年8月10日頭取が台帳に最初の祝辞を記入した。取引項目の記載は一般に当時必要と認められるごく短い表現が厳守された。最初の記帳文は以下の通り：

「2/1金庫会計 借方 Gu 20,000, -P. ハイニンリッヒとハンス・ミュツレクは現金で20,000グルデンを支払った」⁹⁴⁾ 銀行金庫勘定に預金を有する顧客は、すべて債務台帳に人名勘定が順次記載され、預金が管理された。決済成立と同時にまず、営業台帳に記帳され、営業終了後の午後に債務台帳の人名勘定が記載され、それによって確定した各人の勘定の記載丁数を営業台帳の空欄にしておいた最初の列に決済の内容に合わせて分子分母のそれぞれの場所に借方・貸方として転記したと考えられる。記帳の最後には、残高帳が作成された。営業台帳の10グルデン以下の少額決済は銀行による料金の徴収である場合が多く、頻繁に当座貸越が生じ、取引額の10%が料金として徴収されていることがわかるが、見過ごされている例もかなりの数に上っている。これは記帳の粗雑さに起因するものか、銀行当局の営業方針によるものか今のところ判別しえない⁹⁵⁾

毎日の取引の最後に、営業台帳の末尾に参事会代表と頭取が交代で署名を行った。参事会代表の署名者の一人は後に見るように、大部分の為替決済を行ったヴィルヘルム・イムホーフである⁹⁶⁾

振替は例外なくグルデンで行われた。金貨グルデンが銀行の計算単位であり、従って銀行帳簿体系の計算単位を形成したが、このグルデンは、帝国貨幣

94) StadtAN, E8 Nr. 4233, fol. 1.

95) この点については、筆者の作成した残高帳と正規の残高帳に相違がみられる。営業台帳、債務台帳、残高帳の詳細な分析は別の機会に譲りたい。一部は、拙稿「17世紀前半西ヨーロッパにおけるニュルンベルク為替銀行の意義」45, 46頁参照。

96) 筆者が、この間ニュルンベルク為替銀行の営業台帳の一覧表を独自に作成し、分析を試みた。営業台帳は年間1万件の取引を網羅しており、一覧表は膨大な量に上る。債務台帳や残高帳は簡略化して転記されており、この3帳簿の分析を通じてニュルンベルクの商業活動の主要部分が明らかになると思われる。ただし、為替取引に関しては銀行が決済の大部分に関与していたが、その詳細については為替仲買人が掌握しており、彼らの報告書が存在するはずであるが、今のところ古文書館等を調査したが発見しえない。

法に則り、帝国ターラーと一定の関係、つまり銀行相場で決定された。この計算単位を堅持し、これを市場取引全体の計算貨幣とすることがニュルンベルク為替銀行設立の意義であり目的であった。

これらの公立為替銀行の最も重要な特徴は、抽象的な計算貨幣・銀行貨幣を導入し、それによってすべての高額取引の決済を強制した点にある。ニュルンベルクでは200グルデン以上のすべての商取引、すべての為替による支払そして利潤目当てのすべての取引は銀行を通じて決済を行うことを想定している。計算単位は1グルデンが20グロッシェンないしは252フェニヒであった。帝国ターラーは3 1/4グルデンに換算され、1623年9月22日の切り下げ以降は1 1/2グルデンに換算された⁹⁷⁾

銀行の当座預金は半分は高額良貨帝国グルデンか帝国ターラーで行い、半分は銀良貨クロイツァーで行わねばならなかった⁹⁸⁾先に述べたように、ニュルンベルクでは699に上る貨幣が流通していたが、その内65に上る貨幣が流通禁止措置が取られた。クライスの貨幣高権が行使されたが、その実行には各領邦君主の協力が必要であり、実際に実行した都市ニュルンベルクでも民衆の貨幣使用を考慮し、悪貨も流通を許し、実際に流通禁止にしたのはごく限られており実効は上がらなかった。それでも、フランケン地域ではかなりの協調体制が取られ、ニュルンベルク貨幣を中心に貨幣流通の統一が一定程度図られることになった。さらにシュワーベンやバイエルンもニュルンベルクに倣い貨幣政策を遂行し、近世南ドイツではかなりの程度貨幣流通圏として統一が進んでいたと考えられている⁹⁹⁾しかしながら、各地域、各都市の利害が錯綜し銀行設立直前にはキッパー・ヴィパーインフレーションが最も激しくなった時期であり、高額貨幣の高騰は激しく、都市計算貨幣建てで10倍さらには20倍に達し、物価上昇がはなはだしかった¹⁰⁰⁾

97) Fuchs, a. a. O., S. 22ff.

98) 実際、設立年度1年間を見ただけでも全体の1/5がターラー貨で預金されていることが知られる。具体的には納入されたターラー貨の額がグルデンに換算されて決済額が1,000 Reichstaller in Spieces…f3250のように記載されている。StadtAN, E8 Nr. 4883-AA.

そこで、都市ニュルンベルクは銀行設立と同時に銀行を通じて大量の小額貨幣を製造発行した。営業台帳によると3人の親方に対して合わせて461,500グルデン相当のターラー銀貨を付与し、それによって472,962グルデン相当の小額銀良貨を製造し、銀行に提供したが、その差額が都市の債務となり、親方の銀行口座に合わせて12,465グルデンが振込まれた取引が記載されている。この三人の貨幣親方に対する貨幣製造の委託は、別の記録にも写本として残されており¹⁰¹⁾ さらにその後の1623年1月までの追加的な貨幣製造を記載した史料も残され、合計556,789グルデンに上る小額貨幣が製造された。こうして、都市は銀行を通じて小額良貨を大量に市中に散布したが、その際、一般民衆に対しては小額悪貨と良貨を3グルデンまで市の負担で無償交換し、その他は市中相場で交換した。さらに、商人団に対しては3グルデン相当の小額面の紙幣を悪貨と交換して授与した。その時点での、市中相場1ターラーを4 1/2グルデンで交換することによって、市中の貨幣価値は安定し、小額貨幣も含めて一時的に銀行相場と市中相場が一致することになった¹⁰²⁾

銀行内で使用される貨幣は50%まで小額貨幣も認められており、銀行に持ち込まれる貨幣は銀行設立時には急速に良貨が集中し、貨幣価値が安定し、都市領域内と外部では二重価格が成立し、都市内で他地域に先駆けて急速に物価が下落し、一般民衆の保護は達成されることになった。

99) StadtAN, E8 Nr. 1506 参照。史料の作成年は不詳であるが、高額貨幣の貨幣相場表の裏面に「1709年3クライス(フランケン・シュワーベン・バイエルン)が一致して決定した高額貨幣の相場決定」と記されており、18世紀初めには明らかに3クライスで貨幣相場が統一して決定されていたことがわかる。このような状況はより早い段階からなされていたと考えられるが、今のところクライス会議や貨幣委員会の史料を検討していないので断定できない。

100) StadtAN, E8 Nr. 1521 には1582年から1624年までの高額貨幣相場一覧が都市当局によって作成されている。拙稿「17世紀前半西ヨーロッパにおけるニュルンベルク為替銀行の意義」資料11, 47・48頁参照。

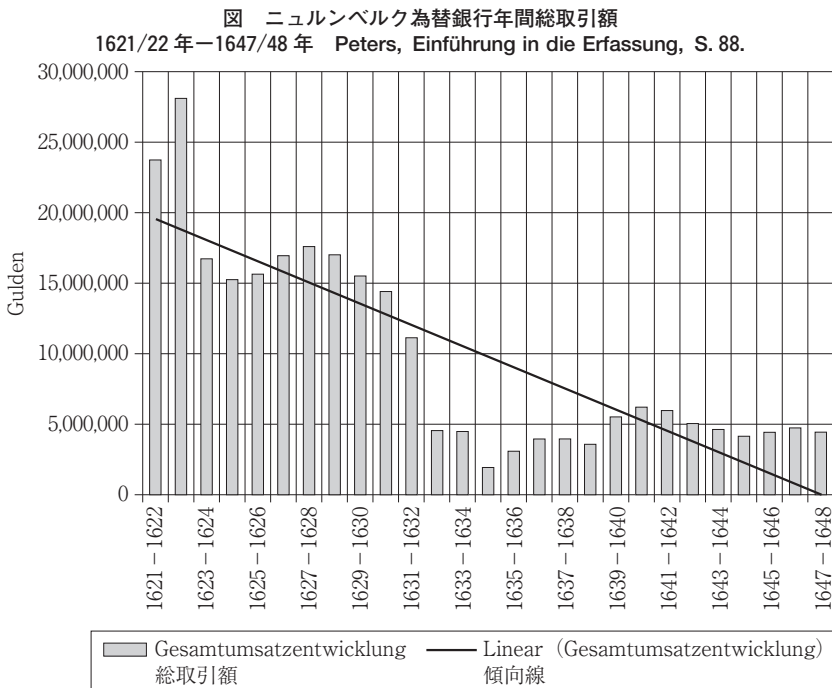
101) StadtAN, E8 Nr. 4765.

102) StadtAN, E8 Nr. 4763. Nr. 4764. E8 Nr. 4765. 最後の史料では、銀行に預金されている高額貨幣の価値が1ターラー=3.5fl から1.5fl に引き下げられることによって45,500グルデン余の損失が出たが、その損失は預金者に帰された。

3 ニュルンベルク為替銀行の歴史的意義

ニュルンベルク為替銀行はアムステルダムやハンプルクと同様に主として、商人の遠隔地貿易を中心とする卸売商人の決済のための高額貨幣を銀行内に蓄積し、それによって主要な商業取引を決済することによって小額貨幣も含む実体貨幣の流通を統制し、取引の価値尺度を決定することによって価格の安定を目指すものであった。

アムステルダムとハンプルクは近代的決済システムの性格を備えていたのに対して、ニュルンベルクはその市場構造の前近代性と都市統治のあり方によって近世都市に特有の「オープリッヒカイト的計画経済」の特性から、小額貨幣の価値の安定も含む実体貨幣の強制的統合を目指して、貨幣改革を断行し、実体



貨幣の大量の発行によって貨幣価値の安定を図り、当初の目的である商取引の価値尺度の決定と同時に、小額貨幣の価値の安定を実現し、物価上昇を抑制し、中下層民の生活の安定と手工業経営の一定の発展を実現することができた。

このように、17世紀の前半においてニュルンベルクが替銀行は一定の安定を見たが、その内実は深刻な問題を抱えていた。具体的に、銀行経営を見てみることによってアムステルダムやハンブルクとの基本的違いが明らかとなる。

とりわけ重要なのは銀行貨幣と流通貨幣の統合問題である。アムステルダムやハンブルクでは卸売商業の決済を銀行決済によって大部分行い、それによって獲得した圧倒的な価格決定力によって小売商業の価格の安定を実現し、域内経済の価値尺度を決定し、安定的発展の基盤を与えることができた¹⁰³⁾。これに対して、ニュルンベルクではその特有の市場構造から遠隔地貿易を中心とする卸売商業の決済を銀行貨幣による信用取引によって決済することはできなかったが、地域間、地域内商業取引は銀行外で決済され、商業全体の価格支配力が十分働かず、小額貨幣の減価が銀行貨幣にまで影響を及ぼす恐れが生じた。その結果、価格は最終的には都市計算貨幣に反映され、銀行貨幣は市場の実態と乖離し、徐々に銀行貨幣は市場の実勢から離れ、別の貨幣相場を建てざるを得なくなる¹⁰⁴⁾。こうして、市場の小額貨幣の減価が進み、インフレーションが再三現出し、小額貨幣安定のために貨幣改革を断行せざるを得なくなった。何らかの貨幣改革を行っても事態の改善は得られず、銀行計算貨幣自体の減価も進行し、北西ヨーロッパとの競争に敗れ、経済的不振に陥っていったと考えられる。銀行に預金する人々は高額貨幣を所有する人々に限られ、銀行は上層の人々の資産維持の機関に陥ることになった¹⁰⁵⁾。

具体的な銀行経営については、為替手形による決済の異常な少なさが目立っ

103) ウォルター・バジヨット著 久保恵美子訳『ロンバート街 金融市場の解説』日経BP社 2011年 157頁参照。J.フリーズ, a. ワウデ著 大西吉之・杉浦未樹訳『最初の近代経済』名古屋大学出版会 2009年 214頁。

104) Fuchs, a. a. O., S. 231.

105) StadtAN, E8 Nr. 4192.

ている。われわれは、設立年度から3年間の決済取引の一覧表を作成し、その特徴を分析した。その結果、為替手形による決済の異常な少なさが明らかとなった。3年間で165件、年平均55件である。フックスの研究によっても為替による決済は60年間で年間平均100件以下であり、年平均取引件数10,000件中1%にも満たない割合である¹⁰⁶⁾

この点は、これまでの研究によると、為替 Wechsel と明記されている取引以外では現金、その他の為替を使用しない取引であったとみなしてきた。ところが、今回の史料調査でわれわれは3年間の為替と表記された取引を一覧表にして検討した結果、次のようなことが明らかとなった。165件中、4件以外はすべてヴィルヘルムとアンドレアス・イムホーフが決済しており、彼らの財務局への支払いや公的役職者への支払いが目立って見られる点が注目される。アンドレアスは、当時の参事会の中心に位置し、財務副長官であり、後に30年代には参事会の首位に進み、財務長官、長老さらには軍司令官に上り詰め、参事会を代表する人物になりつつあった。ヴィルヘルムはアンドレアスの兄であり、彼自身も営業台帳の日々の締切に署名する参事会代表として銀行を監督する立場にあった。財務副長官と銀行局の参事会銀行代表の二人の共同経営する会社が、銀行の為替取引を明示的に実行しており、その解釈が問題となる。

為替取引と明示されていない取引でイムホーフ社は財務局から33,000グル

第2表 為替取引表示のないイムホーフ会社の主要取引

年月日	丁数	借方	丁数	貸方	金額	頁	特記事項
1621.10.01.	202	都市金庫	14	Imhof, Wilhelm & Andreas	33,000	23	イムホーフ社は財務局及び牝牛局より入金
1622.09.20.	89	財務局	140	監督局官吏 Metschker, Melchor	325,000	28v	財務局書記の命により
1620.09.20.	140	監督局官吏 Metschker, Melchor	64	Imhof, Wilhelm & Andreas	32,500	28v	

106) Fuchs, a. a. O., S. 80.

デンという高額を入金されており、さらに財務局から監督局を通じて同じく32,500グルデンという高額を入金されている。この点を考えると、恐らく同社は都市の公金の運用ないしは支出する業務に携わっていたと考えられ、都市の貨幣政策や年金の運用さらには様々な都市の政治的資金の支出に関わっていた可能性が考えられる。また、イムホーフ社は銀行決済に関わった手形取引はすべて借方記載であり、相手方に対する貨幣支払を行っている。その取引相手も大部分がルマゴーやブラーなどの銀行で最高額の決済を行ったイタリア人商人やオランダ人商人、さらにはニュルンベルクの有力商人であった。以上のことから内外の有力商人の為替決済の中心に位置し、公権力と関係する何らかの特別な立場を引き受けていた可能性があるが、取引内容について詳細が書かれていないので、これ以上のことは言えない¹⁰⁷⁾

以上の点からわれわれは、フックスやペータースさらにはデンツェルも明らかにしえなかった、為替手形取引と明示された決済取引と、明示されてはいないが大部分の取引も為替手形取引決済であったことを明らかにすることができた。その違いは、都市の公金を扱う為替手形決済と一般商取引における為替決済取引という相違が考えられる。

ところで、ニュルンベルクでは都市寡頭支配が強力に維持され、ツンフトの自治が認められず、為替手形や信用取引による決済は限られた商人間でしか認められなかった。裏書や割引は一般に認められず、引受信用による広範な商人の参加による信用状による決済はいまだ成立していなかった。ただし、為替手形による決済は広く知られており、15、16世紀には為替仲買人が都市から指名され、遠隔地貿易の多くは為替手形による決済が行われていたと考えられる。その後も手形による決済は銀行設立によって一般化していったが、手形の性格は変わらなかった。銀行条例や規定によると為替手形の性格はあくまでも従来の為替額面記載者にのみ決裁権があり、裏書割引は許されなかった。した

107) StadtAN, E8 Nr. 4888, 1621: AA, 1622: BB, 1623: CC.

がって、支那人本人が銀行口座間で決済しなければならなかった¹⁰⁸⁾

ニュルンベルクでは市場取引は都市監督局による統制に服し、実際の取引は市場取締による商人の自治にある程度任されていた。しかし、具体的な取引では監督官や監督局が任命した仲買人による取引が強制されていた。様々な商品についての仲買人が順次任命され、特に、貴金属取引仲買人は手形取引が活発化するにつれて手形仲買人としても活動するようになった。この間、手形発行に関して使用される計算貨幣の価値決定や手形取引慣行は商人の個人的裁量にまかされていた。15世紀の初めには都市貴族家系ルンメル商會が決済を担当していた¹⁰⁹⁾

16世紀後半になって初めて、手形取引に関する条項が都市条例として発布された。ただし、それはあくまでも形式的な条項を規定したものであり、ユーザンスや手形発行の形式にかかわるものであった。1621年の為替銀行の設立とともに手形に関する規則が定められ、ユーザンスとそれに関する条項が詳細に定められたが、裏書割引は認められなかった¹¹⁰⁾ 1562年、商工組合理事会の提案によって手形仲買人は小参事会によって任命されるようになり、この手形仲買人は遅くとも1642年以降、清算されたすべての手形に関する一覧表を作成し銀行局の照会に対して提示しなければならなかった。仲買人は手形清算において現金決済の場合には0.05%、手形決済の場合には0.075%の手数料を受けとっていた¹¹¹⁾

108) StadtAN, A6 Nr. 435 : 1597年2月17日参事会命令に関する申し合わせ「手形は手形を発行し、署名した両当事者間でのみ決済されるべきである。第三者への譲渡は許されない」。

109) Stadtlexikon, Wechselordnung, S. 1161.

110) この点は、都市条例や銀行規則には明示されていないが、何らかの規定によって厳守されていたと考えられる。マルクトにおける商人間の慣習としてか、あるいはマルクトを監督する監督局の規定にある可能性もある。いずれにしても、E8 Nr. 3888では1620年フランクフルト都市参事会からの為替の裏書や譲渡に関する質問に対して、イタリア商人を中心とする有力商人に正式な鑑定書を書かせ、為替の裏書譲渡を厳格に禁止する立場を表明させている事実は、ニュルンベルクでの為替の取り扱いを物語っていると言えよう。

111) Ibid.

為替手形による銀行決済は当然当初から認められていたが、裏書割引された手形の決済は禁止されていた。その後、1647年の為替仲買人の鑑定書には従来、銀行強制を免れるために、小額面での為替による裏書割引行為が横行しているが、仲買人はこれを監視する義務あることを明記したうえで、現時点で、二度まで裏書割引された為替は銀行決済に使用することが許されるようになったと述べている。為替取引に対する若干の緩和がなされたが、依然として為替取引の仲買人による統制は続いていたと考えられる¹¹²⁾ われわれは、仲買人の年度ごとの一覧を手に入れることができたが、それによると、17世紀は4ないし5人で18世紀は2人に減少している。したがって、17世紀中は強い統制が続いたと考えていいのではなからうか¹¹³⁾

ここで、1642年のサン・ガレン・市場条例を見ることによって手形取引の一端を瞥見したい。当時の郵便制度を知ることができ貴重である。ドイツ帝国地域で発行された手形はその引受か拒絶かをニュルンベルク公立郵便に対して、出発する毎月曜日の2時までに決定し、申告しなければならない、と規定されている。手形の引受か拒絶かの決定以後、翌週の月曜日2時までにその結果を申告し、ニュルンベルク公立郵便で通知することが義務付けられている。このように厳格なユーザンスの管理と郵便による通知義務から考えて、手形の裏書割引による流通はかなり困難であったであろう¹¹⁴⁾

112) 以下の史料からそのことが理解できる。StadtAN A6 Nr. 878: 1647年3月16日: 都市命令 印刷「銀行局の情報によると手形はしばしば小額に分割されて、銀行外で裏書されて決済されており、このことが銀行の被害の原因である。それ故、一度裏書された手形は3か月後にその効力を失うものとし、以後何人も受け取ることを禁止する」。1度の裏書譲渡の許可が与えられることになった。さらにその後に出された為替仲買人に関する鑑定書において2度まで認めることが明記されている。StadtAN, E8 Nr. 3889: 1647年為替仲買人についての鑑定書 Prod. 17: 為替の裏書譲渡に関する見解「5度6度と何回にもわたって裏書譲渡された手形の場合には取引に混乱が生ずるので1回、ないしは最大2回まで裏書譲渡を許すこととする」。

113) StadtAN, B18 Nr. 103. われわれは、この史料から1430年から1830年までの400年間の為替仲買人の名前と任期を特定し、一覧表を作成した。年度ごとに重なる任期の仲買人の人数を算出することができた。また、仲買人の出自はいまだ十分明らかにしえない。15世紀初めに参事会家門のメンデルが唯一就任しているが、彼以外に参事会家門の出自の人物はいない。

ニュルンベルクでは中世後期以来、徐々に市場制度が整備されてきたが、その基本的方向は都市当局による制度的規制と16世紀の後半に成立する60人ほどの有力商人による市場統制の確立である。都市当局は26人の小参事会を中心に中下層を含む都市民の扶養を最優先し、市場制度は都市監督局と造幣局さらに銀行局によって規制されていた。都市財政を担当する財務局とともにこれらの役職は小参事会員に独占されていた。一方、市場の秩序はのちに商工組合理事会に結集する有力商人団の代表たる市場取締や助役さらには銀行局商人代表によってその利害が重視され、市場競争が制限され、仕切られた市場としての性格を与える慣習が確立していった。

以上述べたように、銀行決済は信用状による決済が大部分であったと考えられるが、裏書割引手形による銀行決済は厳しく制限されていた¹¹⁴⁾ 引受信用の未確立とも相まって、為替手形が広く中層商人に使用されることは困難であったことは明らかであるが、それはさらに、域内の卸売商業における手形の使用の抑制にもつながったと考えられる。主要な商品取引は先に見たように、品質や価格の監視を通じて仲買人によって厳しく統制されており、都市内の高額貨幣流通圏と周辺部後背地の小額貨幣流通地域の間での価値尺度が乖離し、都市内都市外の小額貨幣流通圏の小額貨幣の価値減価は即座に銀行貨幣の相場を高めることになった。一方で都市当局による都市計算貨幣の相場は強く抑制され、銀行貨幣と都市貨幣の間に常に乖離が生ずることになる。これは当時の都市寡頭専制支配のもと国際商業都市を目指す有力商人層と物価の安定を強く求める中下層の利害を同時に貫徹することを求められる都市当局にとって解決困難な課題であった。

17世紀30年代以降、急速に経済の中心地の地位を失ったニュルンベルクはグルデン貨による為替管理は不利に働き、北西ヨーロッパの高額銀貨ターラー

114) StadtAN, E8 Nr. 1558. 印刷されたサン・ガレン市市場一手形条例の抜粋。

115) この点は、ニュルンベルク為替銀行における代理人制度の存在も注目される。他の銀行にはほとんど見られない代理人制度が1621年には65通、17世紀中、年60通前後使用されており、為替手形の無因証化の未発達を示すものと思われる。

貨の価値の上昇の前に、常に相場が下がる傾向にあり、その上、小額貨幣の減価によって直接グルデン相場が下落するに及んで、40年代以降たびたび銀行改革や貨幣改革を行い、先の矛盾の解決を図ろうとしたが、結局果たすことはかなわなかった¹¹⁶⁾。結局、都市当局は上層の利益を温存し、銀行管理を強化し、銀行預金の引き出しを禁止し、市場統制を強めることしかできなかった。1640年以降取引の小額貨幣価値の急激な減少と共に、物価が上昇を開始し、銀行貨幣と都市計算貨幣の相場が乖離するようになった¹¹⁷⁾。

この銀行取引額の減少が銀行そのものの機能を原因とするものであるか、あるいは30年戦争の激化によるものであるかは諸説が分かれている。確かに、この頃、銀行は20万グルデンという最高額の公信用を都市に与えており、直接的には預金額のうち取引に使用できる額が三分の一減少した結果であることは確かである¹¹⁸⁾。数年後に返済されたが、図からわかるようにその後も取引額は回復せず、50年代以降はさらに減少し70年代には特定の商人の資産維持の機関となっていったことが知られている¹¹⁹⁾。

1695年に作成された銀行経営に関するインゴルシュテッターの鑑定書によるとこの間の銀行の状況が明らかとなる。悪貨の流入とともに良貨の相場が高騰し流出していき、銀行の貨幣相場が高騰した。それまで認められていなかった銀行使用貨幣としての帝国グルデンや帝国ターラーに加えて外国通貨を受け入れるようになる。それでも預金が集まらず、さらに多種の外国通貨の受け入れを進めていった。これらの比較的良質の高額貨幣も金細工業者などが溶解し、小額の悪貨に再製造シアウグスブルグで使用するようになった。その結

116) Denzel, *Der Nürnberger Banco Publico, seine Kaufleute und ihr Zahlungsverkehr* S. 135ff.

117) Fuchs, a. a. O., S. 214.

118) Denzel, a. a. O., S. 135ff. デンツェルは30年戦争中の銀行の性格を都市金庫と呼び、銀行が都市への融資機関となり、資金不足から5%利子付債券が発行され、紙幣の発行まで計画された当時の逼迫した状況を述べている。

119) Fuchs, a. a. O., S. 183ff. StadtAN, E8 Nr. 4192. 文書作成者のインゴルシュテッターは、17世紀後半に銀行経営に携わり、銀行局の関係文書を知りうる立場にあった人物である。銀行に関する専門家であり、その内容は信頼に足るものであると考えられている。残念ながら、全体の半分しか保存されておらず、後半に何が書かれていたかは不明である。

果、銀行金庫には高額良貨が払底し、1675年には閉鎖され、82年にようやく再開されることになった¹²⁰⁾

お わ り に

以上述べたように、ニュルンベルクの都市寡頭専制支配は都市領邦内の市場を遠隔地貿易中心の上層の市場と地域間や地域内商業やさらには小売商業などの中下層の市場に分断することになった。それはさらにそこで使用される貨幣の種類と性格を決定し、前者は大市計算貨幣という価値尺度を生み出し、後者は都市計算貨幣という価値尺度を生み出すことになった。近世においてこの両者の統合が強く求められるようになる。両者の乖離は常に高額貨幣の高騰を招き、価格の上昇を見ることとなった。

16世紀後半から17世紀前半にかけて新たな革新がなされた。デ・ルーヴァーの「中世商業革命」の意義を強調するデンツェルは同時に、近世初期における変革の重要性を認め次のように総括的に述べている。裏書割引の導入によって、為替手形が為替契約から分離し、手形の無因証化が実現することになった。手形はそれ自身でそれを所有する者が支払い請求権を持ち、大市帳簿による決済を不要にした。こうして16世紀後半アントウェルペンにおける証券取引所の設立が実現し、加えて引受信用の普及と相まって手形は普通の商人でも発行することができる貨幣代替物の機能を有することになった¹²¹⁾

大市帳簿や銀行決済は裏書による無因証化が実現していない旧来の手形では口座への記帳は最終的決済とはみなされず、あくまでも手形契約当事者の請求権は存続することになっていた。したがって、手形は署名した当事者間でしか決済が不可能であり、代理人制度やその他の法的制度を必要とする。こうして

120) Ibid.

121) Markus a. Denzel, *Cashless Payments and Transactions from the Antiquity to 1914*, Stuttgart 2008, p. 168f. 楊枝嗣朗『近代初期イギリス金融革命』ミネルヴァ書房3頁以下、ジェイムス・ロジャース著 川分圭子訳『イギリスにおける商事法の発展 手形が紙幣となるまで』弘文堂 2011年、175頁以下参照。

手形の裏書による譲渡可能性の実現は、裏書人への支払い請求権の発生によって可能となったのであり、これは北西ヨーロッパの債権譲渡慣行から成立したものである。とりわけ、北西ヨーロッパでは商業革命の過程で経済中心地に躍り出るようになったが、さしあたり貿易上の逆超が続き、取引継続に困難をきたし、手形の裏書譲渡さらには引受信用の一般化による専門の引受業者の出現によって取引の逆超が克服され、経済活動が順調に進展していったと考えられる¹²²⁾。

ニュルンベルク都市領邦はこれまで述べたように都市支配構造の下、有力商人中心の市場構造を持ち、加えて都市支配に不可欠の中下層の小額貨幣を使用する経済圏も存在し、両者が遅くまで分離され、それによって貨幣システムに大きな歪みを生じ、上層の価値尺度である大市計算貨幣やその後の銀行計算貨幣と都市計算貨幣に常に乖離が生じ、前近代貨幣の分裂による特有のインフレーションに悩まされ、この問題の克服は両者の統合つまり市場の統合による近代的貨幣システムの成立を待たなければならなかった。

近代的貨幣システム成立の条件としては以下のことが考えられるであろう。領域と国民を備えた近代的主権国民国家の成立が不可欠である。商業革命によって経済の中心が北西ヨーロッパに移行するに伴ってそれらの地域では政治的・経済的自立の意識が高まり、オランダは早熟的に近代国民国家を成立させたと考えられる。そこにおいて曲がりなりにも統一的な貨幣流通圏が成立し、貨幣高権の確立があったとみられる¹²³⁾。それによって、国内国外を明確に分ける政治的・経済的行動がとられるようになり、初めて近代的な為替概念が成立し、その為替は国際的な決済と国内決済の両方の価値を決定する基準として機能することになった。これこそがオランダ・アムステルダム為替銀行の銀行貨幣である¹²⁴⁾。

122) Ibid.

123) 大西・杉浦，前掲訳書，72頁以下参照。

124) Denzel, Der Nürnberger Banco publico, seine Kaufleute und ihr Zahlungsverkehr (1621-1727), S. 45f.

われわれが検討したニュルンベルク都市領邦はその特有の支配構造によって、市場が分断され、都市統治の安定のために常に、小額貨幣の十分な供給を必要としたが、外部からの悪貨の侵入によって常に脅かされ、貨幣改革を必要とした。北西ヨーロッパに倣って為替銀行を設立したが、市場の分断は克服されず貨幣問題は引き続き重要な課題として残された。加えて経済中心地からの後退によって銀行機能を十分に発揮することができなかった。ニュルンベルク市場構造の転換は1806年フランケン地域のバイエルン王国への編入に伴う帝国都市の解体を待たねばならなかった¹²⁵⁾

125) Gerhard Pfeiffer, Nürnberg-Geschichte einer europäischen Stadt, München 1970, S. 420.